

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県多機能型保育支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、保育所及び小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）において、高齢者や子育て世代との交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進することにより、地域の人材を活用して子育て支援を行う仕組みづくりを構築するための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施基準は、別記「事業実施基準」とのとおりにする。

(補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1-1のとおりとする。ただし、平成30年度から継続して事業を実施している補助事業者は別表第1-2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 高知県教育長（以下「教育長」という。）は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事業を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。

（補助金の概算払）

第7条 補助金は、教育長が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。

- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第6条に違反したとき。
- (5) 第10条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(状況報告、調査及び指示等)

第9条 教育長は、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。ただし、教育長が特に必要ないと認めるものについては、省略することができる。

- 2 教育長は、前項の規定による報告若しくは調査又は高知県監査委員の監査の結果により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 3 教育長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 教育長は、前項の規定に基づき補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第8条の規定に基づき当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書を提出して教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号から第 8 号、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記（第2条関係）

事業実施基準

1 保育所等地域連携事業

- (1) 地域と保育所等との連携により、保育所等を交流の場所として提供するとともに、子育て支援についての保護者のニーズに柔軟な対応を行う事業（以下「交流事業等」という。）とする。
- (2) 補助事業者は、次の事業等を実施することとする。
 - ア 子育て支援への場の提供
子育て相談、園庭開放、保護者同士の交流、子育て支援情報の提供のいずれか又は複数を組み合わせて、子育て世帯と保育者が集える場の提供を実施すること。
 - イ 園行事の参加誘導
夕涼み会や運動会などの季節の行事や絵本の読み聞かせなど園において就園児と未就園児が交流する行事を実施すること。
 - ウ 地域活動への参加
防犯、防災避難訓練、地域の美化活動又は地域で開催される行事への参加に努めること。
- (3) (2) の事業について補助対象となる回数は次の表に定めるとおりとする。
ただし、平成30年度から事業を継続する補助事業者については、ステップ3を適用するものとする。

	ア	イ
ステップ1	月3回以上 ※小規模は月2回以上	年1回以上
ステップ2	月5回以上	年3回以上
ステップ3	週3回以上	年6回以上

- (4) 補助事業者は、地域の子育てニーズを把握するため、民生委員、社会福祉協議会及び行政（保健師等）等と連携し、企画立案に努めること。
- (5) ステップ3を実施する補助事業者は、地域連携コーディネーターを配置しなければならない。
- (6) 補助事業者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できる体制を構築しなければならない。
- (7) 補助事業者は、交流事業等において事故等が発生した場合には、すみやかに県に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、安全確保の徹底に努めるとともに、交流事業等を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。
- (9) ステップ1、ステップ2を実施する補助事業者の事業実施回数については、補助事業実施前年度の計画回数以上で実施すること。

別表第 1 - 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
<p>保育所等 地域連携 事業</p>	<p>0～2歳の未就園児 が概ね 50 名を超え る市町村で保育所又 は小規模保育事業所 を運営する者</p>	<p>交流事業等を実施する ために必要な経費</p> <p>人件費、諸謝金、旅費、 需用費（消耗品費、印 刷製本費）、役務費（通 信運搬費、保険料）、 使用料及び賃借料、備 品購入費</p>	<p>補助基準額は月額単価と実 施月数の積を上限とする。</p> <p>ただし、継続経費を除き、 実施月数は通算で次の月数 を限度とする。</p> <p>ステップ 1：24 月 ステップ 2：24 月 ステップ 3：12 月</p> <p>月額単価は次のとおりとす る。</p> <p>ステップ 1</p> <p>① 保育所 10,000 円</p> <p>② 小規模保育事業所 8,000 円</p> <p>ステップ 2</p> <p>① 50,000 円 ② 40,000 円</p> <p>ステップ 3</p> <p>① 150,000 円 ② 100,000 円</p> <p>継続経費 (ステップ 3 の開始後 13 月目以降)</p> <p>① 25,000 円 ② 20,000 円</p>	<p>公立：1/2 私立：定額</p>

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。事業の開始にあたっては、月初日からとなるよう設定すること。

別表第1-2 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等 地域連携 事業	保育所又は小規模保育事業所を運営する者	<p>交流事業等を実施するために必要な経費</p> <p>人件費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>補助基準額は月額単価と事業実施月数との積を上限とする。</p> <p>ただし、継続経費を除き、実施月数は通算で次の月数を限度とする。</p> <p>準備経費：交流事業等の開始前6月 運営経費：交流事業等の開始後12月</p> <p>月額単価は次のとおりとする。</p> <p>①保育所 150,000円</p> <p>②小規模保育事業所 100,000円</p> <p>継続経費 (交流事業開始後13月目以降)</p> <p>①25,000円 ②20,000円</p>	定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。